

鹿児島市潜在保育士等就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市内の私立保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）（以下「保育所等」という。）への就職を広く促し、保育人材の確保や職場定着を図り、もって保育所等における児童の受入を拡大することを目的に、保育所等において保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として従事する者のうち要件を満たす者に対し、予算の範囲内で鹿児島市潜在保育士等就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）で使用する用語の例による。

- (1) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（鹿児島市家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例（平成26年鹿児島市条例第50号）第28条に規定する小規模保育事業A型に限る。）

(奨励金の種類及び交付対象者)

第3条 奨励金は、採用時の奨励金及び採用1年後の奨励金とする。

2 採用時の奨励金の交付対象者は、第1号又は第2号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、第3号から第5号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日、令和5年4月1日又は令和6年4月1日に10人以上の利用待機児童が生じた区域の保育所等に、保育士等として新たに採用され、令和4年9月1日以降に当該保育所等で勤務を開始した者であること。
- (2) 前号以外の区域の保育所等に、保育士等として新たに採用され、令和6年4月1日以降に当該保育所等で勤務を開始した者であること。
- (3) 保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得し1年以上経過した者であること。
- (4) 本市内の保育所等に保育士等として勤務していた場合は、離職後1年以上経過していること。
- (5) 保育所等において保育士等として月60時間以上従事し、かつ、1年間継続して業務に従事する見込みがあること。

- 3 採用1年後の奨励金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 採用時の奨励金の交付を受けた者であること。
 - (2) 前号に掲げる者で、採用時と同じ保育所等に在籍して1年が経過し、引き続き保育士等として月60時間以上従事していること。なお、同一法人内で勤務する保育所等が変更になった場合は、採用時と同じ保育所等に在籍しているとみなす。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体に属している者は奨励金の交付対象者としなす。
- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等
- （奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、別表に掲げる区分に応じ、当該別表に定める額とし、いずれも1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 奨励金の交付の申請をしようとするときは、採用時の奨励金の交付においては勤務開始日の属する年度の、採用1年後の奨励金の交付においては勤務開始後1年が経過した日の属する年度の年度末までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該年度末までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 鹿児島市潜在保育士等就職奨励金交付申請書（様式第1）
- (2) 雇用証明書（様式第2）又は保育所等に雇用されていることを証明する書類
- (3) 経歴書（様式第3）
- (4) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めると

きは、速やかにその内容を鹿児島市潜在保育士等就職奨励金交付決定通知書（様式第4）により当該申請をした者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に奨励金の交付を行う。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、鹿児島市潜在保育士等就職奨励金交付決定取消通知書（様式第5）により申請者に通知することとする。

- (1) 第3条第2項または第3項の要件に該当していなかった場合
- (2) 第3条第4項各号に該当する団体に属していた場合
- (3) 奨励金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行った場合
- (4) その他規則及びこの要綱に規定する事項に違反した場合

2 前項による取消しを行った際、すでに奨励金を交付している場合は、鹿児島市潜在保育士等就職奨励金返還命令書（様式第6）により返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第9条 交付の決定を受けた者は、当該奨励金に関する書類を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（勤務状況の調査等）

第10条 市長は、必要に応じ、交付の決定を受けた者が勤務する保育所等に勤務状況を確認するものとする。

（手続の特例）

第11条 規則第25条の規定により、規則第14条に規定する実績報告及び規則第15条に規定する補助金等の確定通知は省略する。

（補則）

第12条 本奨励金の交付対象者は、鹿児島市県外保育士等就職奨励金を重複して受けることはできない。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分①	区分②	奨励金の額
第3条第2項第1号に該当する場合	採用時	10万円
	採用1年後	10万円
第3条第2項第2号に該当する場合	採用時	5万円
	採用1年後	5万円

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。